

## 資料 4

### 公益財団法人大学コンソーシアム京都加盟大学図書館の共通閲覧システムに関する申し合わせ

#### 1 目的

この申し合わせは、公益財団法人大学コンソーシアム京都（以下、「財団」という。）に加盟する大学・短期大学（以下、「大学」という。）の教職員・学生が、財団に加盟する図書館（以下、「大学図書館」という。）を簡便に利用する上で必要な事項を定め、その運用が円滑に行われることを目的とする。

#### 2 利用の範囲

この申し合わせで定める利用とは、以下の通りである。

- ①図書館所蔵資料の閲覧
- ②図書館所蔵資料の複写
- ③その他、利用を受け付ける大学図書館（以下、「受入館」という。）の規則等に定められた範囲の利用

#### 3 利用の手続き

利用者は、この申し合わせによる利用の際には、身分証（学生にあつては学生証、教職員にあつては身分を証明できるもの）を提示し、受入館の規則等に従う。

#### 4 利用の停止

この申し合わせに基づいて来館した者が、受入館の運用の障害になる行為を行った場合、受入館は、その者の利用を停止することができる。また、その者の所属する大学図書館にその旨通知する。

#### 5 その他

この申し合わせに定めるほか、運用に関し必要な事項は、財団の運営委員会の協議により定める。

#### 附 則

- 1 この申し合わせは、2005年10月22日から施行する。
- 2 ただし、運用開始日は各大学が定めるものとする。